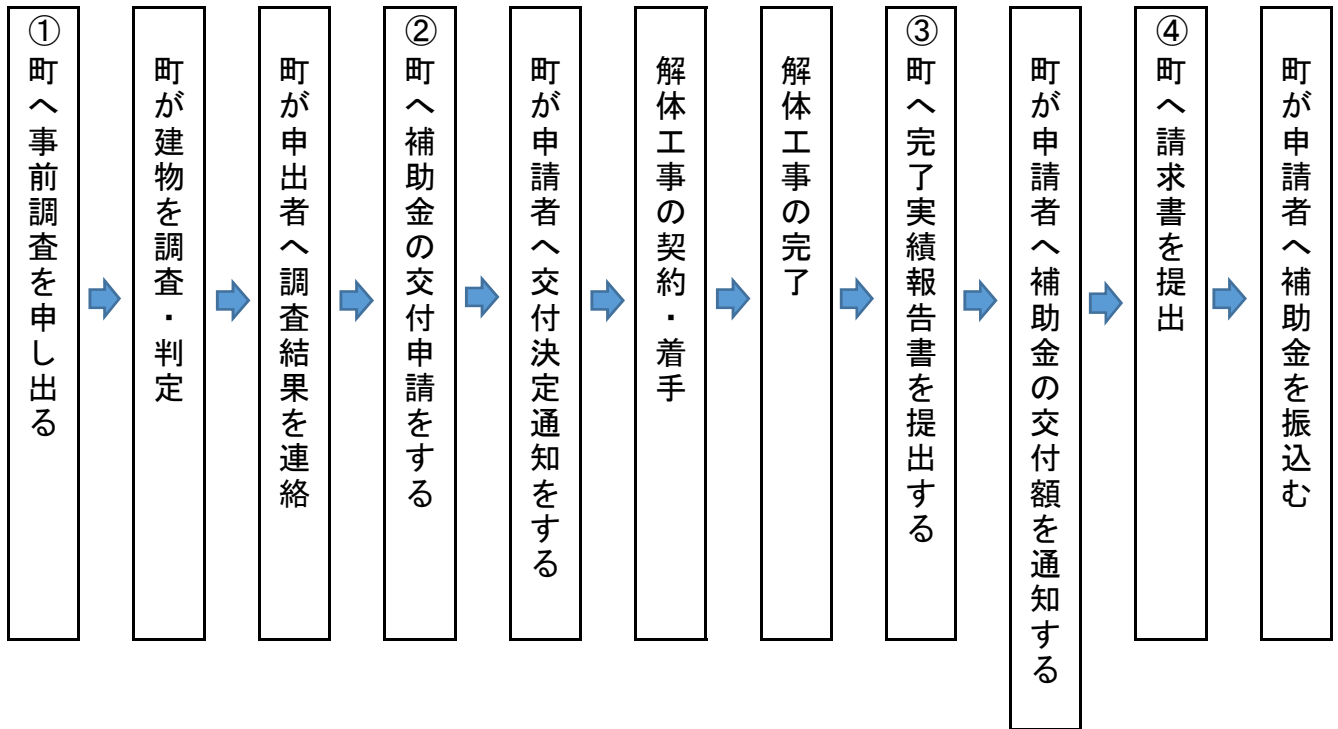


●手続きの流れ



●申請に必要な書類

○事前調査を申し込むとき

- ☐ 空家等事前調査申出書
- ☐ 空家等の位置図、配置図、各階平面図及び2面以上の全景写真

○補助金の交付申請をするとき

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 実施計画書
- ☐ 誓約書兼同意書
- ☐ 不動産登記事項証明書の全部事項証明書(建物)、未登記の場合は固定資産評価証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ 町税に滞納がない証明書
- ☐ 解体事業者等の要件を満たすことを証する書類
- ☐ 補助対象空家等の除却に要する費用の見積書
- ☐ 相続人が申請をする場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人全員の委任状
- ☐ 委任を受けた代理人が手続きをする場合は、所有者又は相続人全員の委任状
- ☐ 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意書
- ☐ その他町長が必要と認める書類

●注意事項

- ☐ すでに施工業者と契約していたり、工事に着手している場合は、補助対象になりません
- ☐ 工事は、申請年度12月末日までに完了しなければなりません
- ☐ 工事について、他の公的制度による補助等と重複しているものは、補助対象になりません
- ☐ 住宅の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がる場合があります

●交付決定後に必要な書類

○実績報告書を提出するとき

- ☐ 完了実績報告書
- ☐ 工事請負契約書の写し
- ☐ 工事写真(施工前及び施工後)
- ☐ 工事代金の請求書又は領収書の写し
- ☐ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

○工事内容を変更するとき

- ☐ 変更(中止)承認申請書
- ☐ 実施変更計画書
- ☐ 変更内容がわかる書類

○補助金を請求するとき

- ☐ 補助金請求書
- ☐ 振込口座の通帳の写し